

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、
押印済みの原本は別途保管しております。

産業技術総合研究所

第 10120000-B-20170627-003 号
平成 29 年 6 月 28 日

経済産業大臣
世 耕 弘 成 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明

監事 風 間 澄 之

平成 28 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 28 事業年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査¹を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス、方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

（1）監査計画の策定と監査準備等

平成 28 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、領域長、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、特に研究所の業務運営として重要なコンプライアンスの推進及び業務システム改革の運用状況、研究所の情報セキュリティ対策の推進状況並びに平成 28 事業年度は第 4 期中長期目標期間の 2 年度目を迎え、目的基礎研究及び橋渡し機能の強化、人材育成等の施策の本格的な運用を開始していること、新研究連携拠点の整備など更なる施策を拡大し展開していること、また、平成 28 年 10 月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受け、世界最高水準の研究開発成果に向けた施策が期待されていることから、これらの進捗状況を重点項目とした。

（2）職務の執行状況等調査

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

（3）監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

¹ 平成 28 事業年度における監査は、在任監事 2 名の両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い実施した。

研究所の各組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

(4) 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けるとともに、各領域長には、アンケート方式により研究所並びに各担当領域について内部統制の在り方や実態について意識調査を行い、必要に応じて説明を求めた。

また、運用状況を客観的に監査等した部署等²から監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

(5) 会計監査人監査の適正性等調査

当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、必要に応じ意見交換を実施した。

また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について平成 29 年 6 月 23 日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証跡の提出を求めた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項³の通知を平成 29 年 6 月 23 日に受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意

² 監査室（内部監査）、業務推進支援部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、国際連携室（安全保障輸出管理監査）、情報基盤部（情報セキュリティ監査、セキュリティ診断）、TIA推進センター（共用施設監査）

³ 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第4期中長期計画及び平成28年度計画に従い適法に実施され、また、中長期目標の達成に向け効果的、かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成28事業年度においては、第4期中長期目標期間の2年度目を迎え、目的基礎研究及び橋渡し機能の強化、人材育成等の施策を拡大し展開しているとともに、平成28年10月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受けたことにより、世界最高水準の研究開発を目指した業務運営に取り組んできた。

橋渡し機能強化の加速策として、産学官連携は非常に重要となっているが、平成28事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

- ① 大学との連携では、革新的基礎研究力を有する大学等から生まれた技術シーズと研究所の産業技術シーズを融合させることにより基礎研究から応用研究、実証・実用化開発まで一気通貫で実施するとともに、大学等の優秀な研究人材を活用し連携研究を行うための拠点として大学構内に研究所の研究室を設置するオープンイノベーションラボラトリ（OIL）を名古屋大学（政府の地方移転計画の一環でもある）、東京大学、東北大学、早稲田大学等6大学に設置し、OILを核として研究所の研究者及び教授等によるクロスアポイントメント（CA）制度や優秀な大学院生を雇用するリサーチアシスタント（RA）制度の活用など様々な参画形態により「知」を集結し、最適な研究体制を構築し研究開発を推進している。

また、これらOILに加えて、政府の地方移転計画の一環として、九州大学にも平成29年1月に水素技術の連携ラボを設置し、日本の水素研究の2大拠点において研究連携の強化を図り、最先端の水素材料強度研究の開発を進めている。

- ② 企業との連携では、研究所との研究成果の事業化・産業化を強く志向するパートナー企業のニーズに特化して研究開発を行うため、研究所内に企業名を冠した連携研究室（冠ラボ）を5室設置し、迅速な技術移転を可能にすべく企業から研究人材を移籍させるなどスピード感のある研究活動を促進している。

- ③ 地域との連携では、まち・ひと・しごと創生本部決定の「政府関係機関移転基本方針」を踏まえ、石川県、福井県に産総研サイトを新設するとともに、他の地方自治体とも地域イノベーションの推進策として、自治体・公設試との協力協定の締結を進め、地域の中小・中堅企業と密な連携でシームレスなサービスを地域で展開している。

また、連携企業及び連携候補企業を招待するマッチングイベントのテクノブリッジフェアをつくばセンターの他、各地域センターへと全国展開を強化しつつ、新規に開設した石川サイト、福井サイトにおいても開催し、研究所の研究者から技術シーズを紹介し、企業の経営者等のニーズを拾い上げることによって、地域企業との連携が新たにスタートしている。

- ④ これらの企業連携や地域連携のため、産総研の持つシーズと産業界のニーズの橋渡し役となるイノベーションコーディネータ（IC）機能の拡充・強化を進めるとともに、テクノブリッジフェアなどの技術展示、企業との接点強化に向けた連携強化策を推進し、組織的マーケティングを一段と加速している。

- ⑤ さらに、多様な企業ニーズに応えるため、産総研の持つ知見、ノウハウを広く産業界に橋渡しする取り組みの一環として、「技術コンサルティング制度」を拡充して本格運用を開始し、個別企業のニーズを聞き取るとともに、研究者、ICが個々の企業のニーズに合った技術指導・助言を提供することにより件数、金額とも大幅に増加している。

- ⑥ 人材の活用と育成等に関しては、従来の連携制度によるほか、基礎研究、応用研究・開発、実証、事業化といった各段階において、CA制度やRA制度を積極的に活用した人材交流と育成のほか、イノベーションスクールによる若手の産業人材の育成を進めている。さらに、研究所の将来につながる若手研究者の育成策として、民間では難しいハイリスク・ハイインパクトな基礎研究を中長期に支援するため、エッジランナーズ制度を創設した。

その他、平成 28 年度から文部科学省が認定した卓越研究員制度を活用し、新たな研究領域に挑戦する若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現している。

また、特定国立研究開発法人の指定を受け、卓越した研究人材確保の体制

整備という点では「招聘型フェロー制度」を導入している。

さらには、理事長メッセージとして「論文はイノベーションの源泉：目的基礎研究と技術の橋渡しは車の両輪」を発信するとともに、論文発表にインセンティブを付与するなどし、目的基礎研究の強化を図っている。

- ⑦ その他の活動としては、多様な人材の確保という観点から、女性、外国人研究者の活用を中心にダイバーシティの推進に注力している。また、女性活躍推進法行動計画の各施策を展開することにより、女性の働きやすい職場として厚生労働省の認定「えるぼし」の最上位「認定段階3」を公的機関として初めて取得した。

(参考) 認定「えるぼし」マーク



- ⑧ 昨年度、技術革新の世界動向を踏まえて人工知能研究のプラットフォームを目指して設置した人工知能研究センターについては、CA制度やRA制度を活用するほか、国内外の大学・企業等からの参画を得て、人工知能研究の世界的な拠点化を推進している。

また、研究所の人工知能研究に関して政府からの後押しとして、平成27年度補正事業（人工知能・IoTの研究開発促進のための環境整備事業）及び平成28年度補正事業（人工知能に関するグローバル研究拠点整備事業）として予算措置が講じられ、平成27年度事業については整備が完了・運用され人工知能・IoT技術の研究開発が加速されている。

さらに、平成28年度事業については、東京大学柏Ⅱキャンパス及び臨海副都心センターに人工知能技術に関する最先端の研究開発・社会実装を産学官連携で強力に推進するためのハブとなる研究拠点設置の整備を進めている。

- ⑨ 平成28年熊本地震を受け、研究所の地質調査総合センターによる緊急調

査等により、メディア報道等を通じて国民への情報提供、政府の地震調査推進本部へ調査結果を報告した。

また、研究所は被災地の大学と国の研究機関が連携・協定を締結することにより、地震からの早期復興を目指すことが可能となる初の取組として、熊本大学との間で連携・協力に関する協定を締結した。これにより、研究施設が被害を受けた熊本大学の在学生等を研究所に受け入れること等により、熊本地方の産業の復興への技術的支援を実現できている。

これら橋渡し機能強化に向けた施策等のほか、理事長による企業への直接訪問や企業の経営者を招待し研究所の技術シーズを紹介するトップセールスにより、多くの技術の橋渡しなどの成果に結びついている。

こうした研究所の活動への評価の一端として、トムソン・ロイター社による「世界で最もイノベーティブな研究機関」のランキングでは、研究所は前年度の第7位から今年度、第5位にランクアップしている。

理事長は、研究所の第4期中長期目標期間のミッションを、①イノベーションの基となる目的基礎研究を強化すること、②その技術的成果を産業界に橋渡しをすること、③将来のイノベーション創出を担う人材の活用と育成を推進すること及び④地域連携の促進にも積極的に取り組むこととし、さらには、特定国立研究開発法人としてのミッションを内外に周知するとともに、研究所のコンプライアンス推進体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を強く発揮していることを認める。

2 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

通則法第28条第2項⁴に基づき、研究所の業務の適正を確保するための体制等を追加した研究所業務方法書の内部統制システムについては、より実効性のある内部統制システムへと進化させていることから、平成28事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき

⁴ 通則法第28条第2項：業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

重大な事項は認められない。

特に、理事長メッセージとして「隠さない文化の醸成」、「1人で悩むのではなく、皆で解決する文化」は、所内に周知・浸透しており、ヒヤリハットや顕在化したリスク情報については、理事長をトップとするコンプライアンス推進委員会に毎週報告され、理事長が決定した対処方針を現場に実施させ迅速な事案解決に導かれている。また、未処理案件については、定期的に進捗を管理し早期解決に努め、役員及び事業所長間でリスク情報を共有するとしたコンプライアンス推進体制の強化は、有効に機能しているものと認める。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見⁵」

⁵ 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場

を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

平成 28 年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

(総論)

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

(個別事項)

(1) 給与水準の適正化について

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 2 の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第 50 条の 10 の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎年度行う目標設定管理型短期評価による業績評価を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取

合に表明される監査意見をいう。

組については、着実に実施されてきたことにより、平成 28 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 102.6（前年度 104.2）、②研究職員は対国家公務員指数 103.3（前年度 103.1）となっている。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

（2）理事長の報酬水準について

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行い、基盤的研究から実用化研究まで一体的かつ連続的に、広範な分野に取り組んでいる。さらに、産業技術政策の中核的機関として、革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化等に先行的に取り組むことに加え、特定研究開発法人の指定により世界最高水準の研究開発を進める役割も担っている。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

（3）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）について

調達に関する閣議決定及び総務大臣の通知に基づき、研究所では研究開発業務の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 28 年度調達等合理化計画を定め、①適切な随意契約に向けた取り組み、②一者応札・応募の低減に向けた取り組み等を重点的に取り組むべき項目として掲げて、調達業務を推進してきた。

これら平成 28 度における各事業所の契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取り組み状況について監査するとともに、研究所に設置している契約監視委員会でも平成 28 年 11 月 2 日の他、平成 29 年 6 月 14 日、6 月 21 日の計 3 日間にわたり、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検

及び平成 28 年度調達等合理化計画の自己評価の点検、平成 29 年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の導入について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

平成 28 年度の研究所の調達状況は、以下の図表 1 及び図表 2 のとおりである。

図表 1 平成 28 年度の研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,706 (62.3%)	289.7 (65.2%)	1,852 (61.9%)	244.2 (74.4%)	146 (8.6%)	△45.5 (△15.7%)
企画競争・公募	713 (26.0%)	115.9 (26.1%)	348 (11.6%)	20.5 (6.2%)	△365 (△51.2%)	△95.4 (△82.3%)
競争性のある契約(小計)	2,419 (88.3%)	405.5 (91.3%)	2,200 (73.5%)	264.7 (80.6%)	△219 (△9.1%)	△140.8 (△34.7%)
競争性のない随意契約	320 (11.7%)	38.8 (8.7%)	794 (26.5%)	63.7 (19.4%)	474 (148.1%)	24.9 (64.2%)
合計	2,739 (100%)	444.3 (100%)	2,994 (100%)	328.4 (100%)	255 (9.3%)	△115.9 (△26.1%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

図表 2 平成 28 年度の研究所の調達における一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
2 者以上	件数	566 (23.6%)	554 (25.4%)	△12	(△2.1%)		
	金額	168.6 (41.9%)	99.0 (38.1%)	△69.6	(△41.3%)		
1 者以下	件数	1,836 (76.4%)	1,630 (74.6%)	△206	(△11.2%)		
	金額	233.6 (58.1%)	60.7 (61.9%)	△172.9	(△31.2%)		
合計	件数	2,402 (100%)	2,184 (100%)	△218	(△9.1%)		
	金額	402.2 (100%)	259.7 (100%)	△142.5	(△35.4%)		

(注 1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

監査及び点検結果から、研究所においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、平成 27 年 10 月から随意契約ができる範囲を 19 項目規定化し拡大したこと及び民間企業での調達等の経験者である契約審査役の増強、同審査役による迅速な契約審査や同審査役を講師とする調達に関する講習会による人材育成などによって、契約工程の短縮化など、効率化を進め、迅速かつ効果的な調達を実現している。

また、平成 28 年度は拡大された随意契約方式の本格導入により随意契約の件数が大幅に増加し、政府決定による効果が十分に発揮されている。

随意契約による効率化を推進するに当たりガバナンスの強化が非常に重要である。研究所では、契約審査役による随意契約の事前点検及び契約担当職による二重チェック体制を確立し、公正性、透明性を確保したうえで運用しているほか、契約権限の明確化、公平性・透明性・競争性の確保向上への取組、適正な検収、不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取組など、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。

このような状況下において、政府は特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）において「同法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。」として、当該方針の一部を変更（平成 29 年 3 月 10 日閣議決定）し、研究開発に直接関係する 500 万円以下の物品及び役務の調達に限り、ガバナンス強化等の措置を講じた場合には、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された、新たな随意契約方式（特定国立研究開発法人特例随意契約）の仕組みを構築し、導入することを可能とした。

本制度を運用するに当たり、契約監視委員会での「特例随意契約導入のために新たな条件が設けられているが、使い勝手が悪い制度にならない制度にすべきであり、契約事務の効率化及び契約締結までの時間短縮が図られる制度にしていく必要がある。」とする意見を踏まえ、早期の制度設計、運用開始に期待する。

（４）保有資産の見直しについて

企業等との連携強化に伴い新規に第 4 期スペース利活用方針を策定し、スペースの有効利活用を積極的に進めるとともに、施設維持管理費の削減を目

的としたスペース利活用推進体制により、研究所が保有する土地・建物等については、経営的な視点から常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで有効かつ効率的な資産保有状況であることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため毎年度「施設整備計画」を策定し、老朽化した建物等施設の閉鎖・解体等を計画的に実施するとともに、平成28年度に閉鎖・解体等した建物等施設については、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

さらに、平成27年度末において閉鎖した関西センター尼崎支所については、防犯措置を講じ資産の保全及び国庫納付に向けて関係機関等と必要な協議・調整を実施している。

(5) 研究所の情報開示について

研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイトにも、①附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、情報開示統轄部署において各責任部署より必要となる情報を受け、精査したうえで適時適切に開示している。

(6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。

また、公益法人等に対し会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV その他政府等からの要請事項への対応

(1) 研究所の情報セキュリティ対策等について

社会的に標的型メールや不正アクセスなどのウィルス感染による個人情報的大量流出事案や日本の研究機関を狙ったサイバー攻撃が相次いでいる。

研究所の特徴としては、個人情報以外に研究成果の重要な機密情報や知的財産情報等も多く保有されているため、最近のサイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバー攻撃の検知、防御能力等の情報セキュリティ水準を維持・向上させることが重要である。

そのため、研究所の情報セキュリティ対策としては、高機能ファイアウォール及びリアルタイム不正検知システムによる24時間のセキュリティ監視の徹底のほか、標的型攻撃メール等への更なる防御強化策として、メールセキュリティサービス及びファイル転送システムの導入やアクセス制御、認証基盤による統制の構築、その他、情報ネットワークに関する専門人材の増員のほか、情報セキュリティインシデントへ即対応するCSIRT⁶の設置等により、安全かつ安定した情報システム系の構築により、重大なインシデントがゼロに抑えられていることから、情報セキュリティに関する対策強化を継続して実施しているものと認める。

また、政府等から要請のあった「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進（情報セキュリティ対策推進会議）」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の改正を進め、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が求める政府機関等の統一基準に準拠した対策を講じている。

さらに、「行政機関等が保有する個人情報の適切な管理の徹底（総務大臣）」において要請されている、保有個人情報へのアクセス制御、アクセス記録の保存・分析等についても、個人情報の適切な管理のために必要な措置を継続している。

このような中で、日本年金機構の情報流出事案等を踏まえ、サイバーセキュリティ基本法が改正され政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改定（平成28年度版）やサイバーセキュリティ戦略（閣議決定）を受け、研究所では統合情報セキュリティサービスを更新し、未知の脆弱性や不正プログラムを悪用した攻撃への未然防止及び侵入の拡大や攻撃目的の達成を困難にするための対策を実現できるようにしている。また、サイバー攻撃により侵入された場合に備えるため次期ファイアウォールやネットワークの階層化も計画している。

今後も、研究開発成果の橋渡し強化により産学官連携が益々活発化されるため、情報セキュリティの適切な管理運営を危機管理として捉え、サイバー攻撃や標的型メールへの対策等については、政府方針に従い強化していく必要がある。

⁶ CSIRT（Computer Security Incident Response Team、シーサート）とは、コンピュータやネットワーク（特にインターネット）上で何らかの問題（主にセキュリティ上の問題）が起きていないかどうか監視すると共に、万が一問題が発生した場合にその原因解析や影響範囲の調査を行ったりする組織の総称。

V 監査報告を作成した日

平成 29 年 6 月 27 日

平成 29 年 6 月 28 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 伊 東 一 明 印

監事 風 間 澄 之 印